

1、教育標準時間認定（1号認定）を受けた子どもの利用者負担（案）

（私立幼稚園）

所得階層	国基準	利用者負担(案)
①生活保護受給世帯	0	0
②市民税非課税世帯	3,000	0
③市民税所得割非課税世帯	9,100	3,000 3,530
④市民税所得割課税額 77,100円以下	16,100	5,300
⑤市民税所得割課税額 211,200円以下	20,500	15,400
⑥市民税所得割課税額 211,201円以上	25,700	19,300

市内8私立幼稚園  
の入園料・保育料  
の平均額から算定  
(国基準の75%)

幼児教育無償化の  
一部を先行実施  
(公立幼稚園の利用者負担と同額)

※第2子は1/2免除、第3子以降は全額免除

※母子世帯等を対象にした負担軽減措置として、③階層は0円、④階層は4,980円とする

※③④階層において、国の減免規定に基づき、母子世帯等を対象に別途軽減措置を実施

（公立幼稚園）

所得階層	国基準	3歳児						4・5歳児					
		現行保育料			新制度利用者負担(案)			現行保育料			新制度利用者負担(案)		
		保育料10,000円 入園料25,000円			利用料10,420円			保育料8,000円 入園料20,000円(4歳) 5,000円(5歳)			利用料8,830円		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
①生活保護受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②市民税非課税世帯	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③市民税所得割非課税世帯	9,100	3,000 4,000 (2/5負担)	1,500 4,000 (2/5負担)	0 (全額減免)	3,000 4,170	1,500 4,170	0	3,000 3,200 (2/5負担)	1,500 3,200 (2/5負担)	0 (全額減免)	3,000 3,530	1,500 3,530	0
④市民税所得割課税額 77,100円以下	16,100	10,000	6,000 (3/5負担)	0 (全額減免)	6,260	6,260	0	8,000	4,800 (3/5負担)	0 (全額減免)	5,300	5,300	0
⑤市民税所得割課税額 211,200円以下	20,500				10,420	6,260	0				8,830	5,300	0
⑥市民税所得割課税額 211,201円以上	25,700				10,420	6,260	0				8,830	5,300	0

※母子世帯等を対象にした負担軽減措置として、③階層は0円、④階層は3歳児が5,880円、4・5歳児が4,980円とする

※③④階層において、国の減免規定に基づき、母子世帯等を対象に別途軽減措置を実施

幼児教育無償化の一部を先行実施

※国基準の見直し（予定）に合わせて、平成26年9月11日の川西市子ども・子育て会議に提出した資料を見え直し修正しています。

## 2、保育認定（2号・3号）を受けた子どもの利用者負担（案）

### ① 変更内容

- ・利用者負担額算定の根拠について、従来までの所得税から市民税に変更
- ・保育短時間認定の新設（保育時間が8時間までの利用）

### ② 2号・3号認定にかかる利用者負担額についての基本的な考え方

- ・新制度への円滑な移行を図るために、同じ所得の方であれば移行後の利用者負担額に極力変更が生じないよう階層設定を行う
- ・保育短時間認定を受けた乳幼児は、国の基準どおり保育標準時間認定を受けた乳幼児の▲1.7%を基本に設定

### ③ 経過措置

- ・現在入所中の乳幼児について、新制度への移行の影響を受けて現行制度で計算した利用者負担額と比べて高くなる（階層が上がる）場合は、現行制度の階層とする経過措置を設ける

【現行】 (月額：円)

市階層	所得税額	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯	0	0	0
B	市民税非課税世帯	6,900	4,100	4,100
C	市民税課税世帯	14,700	11,100	11,100
D1	15,000円未満	17,600	15,800	15,800
D2	15,000円以上 25,000円未満	21,700	19,500	19,500
D3	25,000円以上 40,000円未満	29,000	25,900	25,900
D4	40,000円以上 70,000円未満	36,200	34,100	30,700
D5	70,000円以上 103,000円未満	44,500	37,900	31,400
D6	103,000円以上 203,000円未満	55,300	39,900	33,400
D7	203,000円以上 413,000円未満	61,000	41,900	35,400
D8	413,000円以上 627,000円未満	73,100	43,900	37,400
D9	627,000円以上 734,000円未満	80,000	43,900	37,400
D10	734,000円以上	90,000	43,900	37,400



【新制度移行後】 (月額：円)

国階層	市階層	市民税所得割額	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
01	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
02	B	市民税非課税世帯	6,900	6,700	4,100	4,000	4,100	4,000
03	C	48,600円未満	14,700	14,400	11,100	10,900	11,100	10,900
04	D1	48,600円以上 69,500円未満	17,600	17,300	15,800	15,500	15,800	15,500
	D2	69,500円以上 81,600円未満	21,700	21,300	19,500	19,100	19,500	19,100
	D3	81,600円以上 97,000円未満	29,000	28,500	25,900	25,400	25,900	25,400
05	D4	97,000円以上 135,500円未満	36,200	35,500	34,100	33,500	30,700	30,100
	D5	135,500円以上 169,000円未満	44,500	43,700	37,900	37,200	31,400	30,800
06	D6	169,000円以上 231,900円未満	55,300	54,400	39,900	39,200	33,400	32,800
	D7	231,900円以上 301,000円未満	61,000	59,900	41,900	41,100	35,400	34,700
07	D8	301,000円以上 368,000円未満	73,100	71,800	43,900	43,100	37,400	36,700
	D9	368,000円以上 397,000円未満	80,000	78,600	43,900	43,100	37,400	36,700
08	D10	397,000円以上	90,000	88,400	43,900	43,100	37,400	36,700

※B～C：前年度分の市民税の区分が各区分に該当する世帯

※D1～D10：前年分の所得税課税世帯であって、その所得税が各区分に該当する世帯

※小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降については無料とする。

※ただし、保育単価を限度とする。

※A～D10：現行の階層区分を基本として市民税額を基に階層区分を設定

※小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降については無料とする。

※ただし、給付単価を限度とする。